

令和4年近畿大学土木会役員会 議事録

日 時 : 令和4年10月15日(土) 14時から14時40分
場 所 : 近畿大学31号館2階202教室

野田土木会会長より挨拶後、議案審議に入る。

本日の出席者数10名(最終11名)、委任状のみ提出者が11名、委任状及び書面表決書の提出者が28名、書面表決書のみ提出者が6名の合計55名(最終56名)となり、会員数82名でありますので、今役員会は成立致します。

第1号議案 令和3年度活動報告(令和3年10月~令和4年9月)

令和3年10~11月 書面議決による役員会開催し、議決書提出は役員数87名中59名で役員会は成立致しました。

令和3年11月 6日 ZOOMを使用したキャリア支援講演会を開催

令和4年 3月 本年の卒業式も、各ゼミで分散して実施されたため、土木会会長名の祝辞を書面にて卒業生に配付しました。
(令和4年3月卒業生96人、内、入会者63名)
入会者が少ないことについては、交流会がコロナ禍で出来なかったことにより、土木会を知ってもらう機会が減った等の影響があったのではないかと考えております。

令和4年 6月 9日 三役会を開催
キャリア支援講演会をZOOMにて9月9,10日に開催。
役員会を卒論中間発表会に合わせた10月15日に開催としました。

令和4年 9月9,10日 ZOOMを使用したキャリア支援講演会を開催し、18社に参加していただき、学生の参加は初日2名、二日目が1名と少なかったため、次回11月12日に再度行いますので、参加者が増えるよう検討したいと考えています。
現在13社から参加の旨の返事をいただいています。

第2号議案 令和3年度会計報告

会計報告を柳原先生より説明。

今年の収入が18万3千円あり、前年度繰越金と合わせて137万4,829円が収入であります。

支出は雑費の1,692円のみですので、次年度への繰越金は137万3,137円になります。

(野田会長) 第1号・2号議案について質疑応答はなく、出席者全員の了承を得る。

第3号議案 近畿大学土木会規約の改正

三役会で土木会の主な活動を決めさせていただいているが、人数的にも少なく、活動を色々と検討していくには、三役・執行役を増やしたいということで今回規約の改正を提案します。

改正内容としましては、別紙の近畿大学土木会規約(改正案)に朱記しておりますが、副会長職をこれまでの3名から5名にするとともに、以前に廃止した常任幹事を復活させ、役員の中から常任幹事を選出します。今後、三役と常任幹事による執行部会を開催し、土木会の活動方針の決定を行います。また、土木会と梅土会との連携も図り、社会環境工学科の活動を活発にしたいと云う意図です。

私、野田も会長を長く勤めさせてもらっておりますが、次の土木会を担っていく方に繋げていくと云うことから、規約改正案を提出しました。

(野田会長) 第3号議案について出席者に諮り、出席者全員の了承を得る。

第4号議案 令和4年度活動計画(令和4年10月～令和5年9月)

1) 学生を対象とした現場見学会を開催予定

現在、令和5年2月6日(月)～9日(木)を目処に、阪神なんば線淀川橋梁改築工事の内、土木関係主体工事(第4工区)〈鹿島・前田・西松特定建設工事共同企業体〉の現場見学会の開催を調整しています。この時はバスが必要になるかもしれないので検討していきます。

また、現場見学会の候補地を募集しております。候補地がございましたら、土木会までご連絡下さい。(土曜日に見学可能な現場を募集しています。)

2) 交流会・キャリア支援講演会

本年も新型コロナウイルスのため、大学施設の使用の見通しが付かないため交流会を中止としました。

キャリア支援講演会は、9月9、10日にZOOMを使用したオンライン講演会を実施し、18社の企業が参加してもらいましたが、先程報告したとおり参加者が3名であったと云うことで、再度11月12日に再度開催することで段取りを進めております。もう一度18社の方々にお声掛けさせてもらい、了承をいただいた方々をお願いしたいと考えています。

今回のキャリア支援では、前回までは5分であったものを今回は15分に伸ばして講演をしてもらい、皆様には十分説明してもらえないのではないかと考えております。

つきましては、多くの学生様に参加してもらえることを期待しております。

(野田会長) 第4号議案について出席者に諮り、出席者全員の了承を得る。

第5号議案 役員追加選任(第3号議案成立時)

第3号議案(土木会規約の改正)が成立しましたので、新たに増えた副会長職に、現在梅土会会長の関将之(H元年卒)さんを選任したいと思います。

(野田会長) 第5号議案について出席者に諮り、出席者全員の上承を得る。

なお、常任幹事の選任及び平成26年以降卒業生の役員の選任を来年の役員改選に併せて行いたいと思います。

<別紙、近畿大学土木会規約参照>

新副会長の関様のご挨拶

以上が議案となります。続きまして、その他を先生からお願いします。

その他

・柳原先生より

土木会通信について

今年4月から総合社会学部に北川先生(元々助手をされていた)が23年振りに帰って来られたと云うことで、今北川先生に原稿をお願いしています。

今年の前期の授業で学生がグループワークをすると云うのがありまして、その中で女性技術者について調べたいと云うテーマを設定したので、東大阪市役所から2名来ていただいたのと、阪神高速道路の池本さんの3名のOGに学生がヒヤリングをしたものを土木会通信に出す予定です。

・東山先生より

学校の状況について

現在本館を取壊ししていますが、2025年が100周年ですので、それに向けてキャンパスを全部完成させると云うことで最終の工事になると思います。100周年をどの様にするかは我々も見えてないですが、戦略室を作っていますので卒業生の皆様には何らかのご案内が行くかと思ひます。

学科の方は、昨年JABEE申請を行い、久々に6年認定をもらいました。

学科長は現在松井先生で2年目です。就職担当は東山先生が継続していますのでリクルート関係はお願いします。

以上です。

野田会長より、これにて役員会を終了いたします。

近畿大学土木会規約 (改正案)

(昭和35年 6月 1日制定)

(平成 4年 6月20日改正)

(平成15年 2月 7日改正)

(平成27年10月30日改正)

(平成29年10月14日改正)

(令和 4年10月15日改正)

第1章 総則

第1条 本会は近畿大学土木会と称し、本部を近畿大学理工学部社会環境工学科内に置く。

第2条 本会は近畿大学理工学部社会環境工学科(旧土木工学科)教員、近畿大学理工学部土木工学科、社会環境工学科、大阪専門学校卒業者、学科を構成している在校生及び研究室の大学院単位修得者を以って組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は土木工学の発展に寄与し、併せて会員相互の親睦と学園の宣揚を期するを以って目的とする。

第4条 本会は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 研究会・交流会などの開催
2. 機関紙及び会員名簿の刊行
3. その他目的達成に必要な事項

第3章 会員

第5条 本会会員は、正会員、特別会員、学生会員及び賛助会員とする。

1. 正会員は、近畿大学理工学部社会環境工学科、土木工学科、大阪専門学校卒業者及び学科を構成している研究室の大学院単位修得者とする。
2. 特別会員は近畿大学理工学部社会環境工学科専任教員とする。但し、学科長は本会の相談役とする。
3. 学生会員は近畿大学社会環境工学科に在籍する学生とする。
4. 賛助会員は本会の目的に賛同し、役員会によって承認された者とする。

第6条 正会員、学生会員及び賛助会員は入会金の納入を以って会員とする。

第4章 役員

第7条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3～5名
3. 会計 2名
4. 書記 1名
5. 常任幹事 若干名、
6. ~~5~~ 幹事 第8条に定める。

第8条 本会長及び副会長は会員の中から役員会で選出する。会長は本会の代表者であり会務を統括し、副会長は会長を補佐する。

常任幹事は、幹事の中から役員会で選出し、三役の補佐を行う。

幹事は、会員の中から役員会で選出し会務を処理する。

各役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第 5 章 会議及び総会

第 9 条 会議は、~~執行部~~~~三役会~~及び役員会とし、必要に応じ会長が召集し開催する。

第 10 条 ~~執行部~~~~三役会~~は、会長、副会長、会計、~~及び書記~~及び常任幹事により構成する。

第 11 条 役員会は第 7 条の役員により構成され、本会の最高議決機関であり、役員~~の~~2分の1以上の出席を以って成立する。

第 12 条 総会は、本会の目的達成のために必要に応じて会長が召集する。

第 6 章 機構

第 13 条 本会は、本部の下に各支部を置く事が出来る。各支部は、職場班等を以って構成されたものとする。

第 7 章 会計及び事業年度

第 14 条 本会の諸経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

第 15 条 会計監査は正会員の中から役員会で2名選出し、その任にあたる。

第 16 条 本会の会計及び事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第 17 条 本会の会計は、年度毎に会計監査を受けるものとし、役員会開催時に報告する。

第 8 章 補則

第 18 条 本会は、会長の推薦により~~執行部~~~~三役会~~の承認を得て、顧問を置くことが出来る。顧問は、各会議に参加することが出来る。但し、顧問は、議決権を有しない。

第 19 条 近畿大学土木会会長は、近畿大学理工学部社会環境工学科学科長と連携を蜜にして、社会環境工学科及び近畿大学土木会の発展に寄与するものとする。

第 20 条 規約の改廃は、役員会にて審議し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第 21 条 学生会員は、近畿大学理工学部社会環境工学科を卒業したと同時に正会員とする。